

(別紙：今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審 査 請 求 人	原処分（処分庁が 障害補償費の額の 改定を行った）年 月日	異議申立年月日及 び申立理由 （異議申立に対する処分年月日）	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の 趣旨	裁決及び理由	備 考
1	北九州市長	北九州市在住 74歳の女性	平. 1 4 . 1 1 . 6 (2級→3級)	平. 1 4 . 1 2 . 2 家で少し動くと呼 吸困難になり、買 物にも途中2～3 回休む状態で、以 前と比べて症状は 悪化。風邪をこじ らせ肺炎を患いそ うになった時、医 師から入院を勧め られた。 (平. 15. 2. 3)	平. 1 5 . 2 . 2 8	障害補償費 の額の改定 を取り消す	棄 却 請求人の障害の程 度が3級に相当す るとして行われた 原処分は妥当であ り、原処分が違法 又は不当な行政手 続により行われた と言うことはでき ない。	審査請求人は、昭和40年に 福岡市内から北九州市八幡 東区に転居、以降現在まで 同区に居住 認定疾病は、慢性気管支炎 認定年月：昭和56年2月 (障害の程度：3級) 平成2年12月～同14年9月 まで2級